

日本小児放射線学会雑誌投稿規定

令和元年6月14日改定

1. 投稿資格

1-1. 日本小児放射線学会雑誌（以下本誌という）への投稿は、筆頭著者は日本小児放射線学会（以下本学会という）正会員および準会員に限る。編集委員会からの依頼に基づく原稿は、この限りではない。厚生労働省が定めた2年間の医師臨床研修制度に従事する研修医（いわゆる初期研修医）からの投稿は、責任著者が本学会会員であれば、この限りではない。

共同投稿者は正会員あるいは準会員でなくてもよいが、論文に関する研究や経験に関与した（重要な示唆なども含む）者に限り、9名以内とする。それ以上の場合は編集委員会の承諾を得る。

1-2. 論文の投稿は、小児放射線医学、ならびにこれに関連のある領域の基礎的、臨床的研究であること。また本誌のみに発表するものであって、他誌に発表された論文、あるいは発表予定の論文ではないこと。ただし、ガイドラインや公告など、編集委員会が特に必要と認めたものは、この限りではない。

2. 利益相反と倫理

2-1. 利益相反に関しては、本学会が定める規定に則り、投稿時にその有無について開示する（別紙1）。編集委員会が規定に反すると判断した場合には、採択を決定した後でも掲載を取り消すことができる。掲載後に規定に反することが判明した場合には、編集委員長名でその旨を公表し、当該論文を非公開にすることができる。

2-2. 投稿論文は生命倫理に十分な配慮がなされたものであること。特に患者等の匿名性を十分守ること。ヒトを対象とした研究は「ヘルシンキ宣言（以後の改訂を含む）」およびこれに準ずる指針の規定を遵守し、論文中にインフォームド・コンセントを得たこと、所属施設等の倫理委員会等の承認を得た旨を記載すること。

3. 論文の公開方法

3-1. 本誌はオンラインジャーナルとし、掲載論文はすべて外部データベースに保存し、インターネット上に一般公開する。編集委員会の判断により、公開の時期、対象、範囲等を限定することがある。

3-2. 個人情報保護の観点などから、編集委員会の判断により掲載論文の一部または全部を非公開とすることがある。

4. 論文の種別

4-1. 本誌の論文の種別は以下の通りとする。

(1) 卷頭言など：編集委員会からの依頼による。

- (2) 総説：編集委員会からの依頼による。特別講演、シンポジウム、ワークショップなど、本学会の学術集会において発表されたものを含む。ただし、指定された期日までに到着しない場合は掲載されないことがある。
- (3) 原著論文：独創性に富み、目的、結論等の明確な研究論文。
- (4) 症例報告：発生頻度の少ない症例で、画像所見が放射線医学的に、あるいは臨床的に有用であったもの。
- (5) 画像報告（Pictorial Essay）：発生頻度のまれな症例で、画像上特徴ある所見を呈したもの。あるいはそれらを系統的にまとめたもの。
- (6) テクニカルノート：新しい装置、技術、診断治療法の開発など、主として技術的な点を強調したもので、十分な臨床成績を積む前に報告する必要のある論文。
- (7) 通信：本誌掲載論文などに対する意見および回答。編集者への手紙およびそれに対する回答。

4-2. 学術集会抄録は、本誌の増刊として刊行する。その形式や内容、採否に関しては、学術集会会長に一任する。

4-3. 編集者への手紙は、掲載論文の内容に関する意見、質問とし、原則として該当論文の著者からの返答と共に掲載する。

5. 原稿構成

5-1. 原稿は文章・図・表についてそれぞれファイルを作成する。

5-2. 文章の形式は以下の通りとする。

- (1) 文章の形式はA4判用紙サイズとし、汎用ワードプロセッサソフト（Microsoft Wordなど）にて作成する。書式は横書きで標準的なフォント（MS明朝、MSゴシックなど）を用い、12 ポイント1ページ35字35行とし、余白は上35mm、下左右30mmとする。強調文字やイタリック体などを使用する場合は、（強調文字）と入れる等、明瞭に示すこと。
- (2) 文章の第1ページ目は表紙、第2ページ目は抄録およびキーワードとし、第3ページ目以降は、1. 本文、2. 文献、3. 図表の説明の順に作成すること。本文よりページ番号と行番号を入れること。
- (3) 表紙には論文種別、表題（和文および英文）、各々の著者の所属（和文および英文）、著者全員の氏名（和文およびローマ字）、責任著者の住所、所属、氏名、電話、E-mailアドレス、図・表の数、また必要があれば編集者への連絡事項を記載すること。謝辞は本文中ではなく、表紙に記載すること。
表題は簡潔にし、原則として和文40字以内、英文20語以内とすること。著者の所属は、投稿時のものではなく、論文に関係する仕事をした時のものを記すこと。
- (4) 抄録は、和文抄録と英文抄録の両方を記載する。ただし、日本語が母国語ではない著者による投稿の場合にはこの限りではない。英文抄録（その他の英語表現に関する部分を含む）について、英文校閲を受けた上で投稿すること。

キーワードは5語以内とし、Index MedicusのMeSHリストに準じ、索引として役に立つものを選ぶこと。略語は使用しない。

(5) 本文の字数制限は別表1の通りとし、制限字数の計算には表題、著者氏名、所属、キーワード、抄録、引用文献も含まれる。原著論文は背景、目的、対象と方法、結果、考察、結論の順で、あるいはこれに準じる形式で記載すること。本文中に施設名、施設の所在地、謝辞など、査読に影響を与える可能性のある事項を記載しないこと。利益相反に関する開示は、別項の指針に則り本文の末尾に記載すること。

各項目の番号は、大項目から順に I, II, III, IV…, 1., 2., 3., 4…, 1), 2), 3), 4)…, a., b., c., d…, a), b), c), d…とする。

(6) 文献は必要最小限にとどめること。記載順序は引用順とし、本文中の引用箇所は、その右肩にアラビア数字を記入すること。

文献の記載法は、「生医学雑誌への投稿のための統一規定（第4版）」（バンクーバー・スタイル、国際医学雑誌編集者委員会）に準拠する。ただし、著者名は3名までは全員を記載し、4名以上の場合は最初の3名を記載し、「他」あるいは「, et al.」を付する。

(7) 図・表の説明は英文、和文のどちらでも可とする。必要な情報を簡潔明瞭に示し、本文を参照しなくとも内容が分かるように工夫する。画像の説明にはモダリティ名、撮影方法等（例：頭部MRI T2強調画像横断像など）とともに、所見を簡潔に記載する。組画像の場合には、所見はまとめて記載しても良いが、モダリティ名などは画像ごとに記載する。CT画像には、可能な限りCTDI_{vol} (mGy) およびDLP (mGy/cm) を付記すること。

5-3. 図の形式は以下の通りとする。

(1) 図はTIF、JPEG、PSDなど一般的な画像データ形式とする。そのままで掲載可能なようないい、十分な画像サイズと高い解像度（写真：300 dpi以上、線画：1,000 dpi以上）のものとする。不要な部分はあらかじめトリミングする。同種類の写真（胸部単純写真の正面像と側面像、MRI横断像とCT横断像など）は、原則として同一の拡大率とする。撮像条件、検査日時などを示す文字も、必要なもの以外はトリミングすること。矢印などを用い、読者に所見がわかりやすいように工夫する。矢印や語句を画像内に挿入する場合には、汎用プレゼンテーションソフト（Microsoft PowerPointなど）を用いて、画像ファイルとは別に明確に指示する。画像ファイルの中に矢印などを埋め込まないこと。

(2) 図には各々につきアラビア数字で番号を付すこと（Fig. 1など）。

(3) 患者番号や顔写真など、患者の同定に繋がる情報を含まないこと。やむを得ない理由で使用する際は、患者あるいはその親権者もしくはその法定代理人の許可を得て、許可を得たことを説明の中に明記すること。

(4) 図は1枚につき400字として計算する。ただし組画像は次の通り換算する。原則として組画像は6枚までとする。

- 2枚組 1枚300字 計600字

- ・3枚組 1枚250字 計750字
- ・4枚組以上 1枚200字

(5) 動画を挿入する場合は、動画データはmp4形式とし、容量制限は1ファイル100 MBまでとするが、閲覧の容易性を考慮して10 MB以内を推奨する。動画の挿入は合計5点までとする。各動画には一連番号を付与し、タイトルを付ける。動画はあくまでも論文に対する付録として位置づけ、論文は動画なしで単独で内容が完結することにする。動画の有無や内容は、採否の判断の材料としない。動画は文字数には含まれない。

5-4. 表の形式は以下の通りとする。

- (1) 表は汎用表計算ソフト（Microsoft Excelなど）にて、標準的なフォント（MS明朝、MSゴシックなど）を用いて作成する。
- (2) 表には表題をつけ、各々につきアラビア数字で番号を付すこと（Table 1など）。
- (3) 表は1枚につき400字として計算する。

6. 執筆要領

6-1. 基本的な記載要領は「Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals: Writing and Editing for Biomedical Publication (Updated April 2010)」（原文：<http://www.icmje.org/>）に従うこと。

6-2. 和文または英文とする。和文の場合は現代かなづかい、常用漢字を用いること。

6-3. 学術用語は原則として『医学用語辞典』（日本医学会医学用語管理委員会編）および『放射線診療用語集 改訂第4版』（日本医学放射線学会用語委員会編）によること。外国語は極力避け、その使用は適当な日本語がない場合に限る。

6-4. 略語を用いる場合は、一般に使われているものに限る。その場合、初出の際に省略しない語を記載し、括弧内に略語を示すこと。表題には略語を用いないこと。母体となる用語が日本語で、かつその略語に外国語を用いる場合には、括弧内にその外国語を明示し、次いでその略語を記すこと。例：コンピュータ断層撮影（computed tomography；CT）

ただし、磁気共鳴画像に関する撮像や信号取得の条件は、これを最初に記載する時点では以下の例のごとく表現する。500/30/4（TR/TE/excitations）あるいは1500/300/30/1（TR/TI/TE/excitations），二度目から500/30あるいは1500/300/30として、励起回数（excitations）は省略する。

6-5. 原則として、外国人名は原語で、薬品名は一般名で記載すること。

6-6. 計量単位は国際単位系（SI）を使用すること。例：C/kg, Bq, Gy, Sv, kg, g, mg/dl, ml, cm, nm, h, min, s, C, kV, mA, mAs, Hzなど。但し、障害防止に関する法令について

の記述には、その法令に限定している単位を用いてよい。

6-7. 数字の表記はアラビア数字を用いること。また英数字は半角文字を用いること。

7. 投稿について

7-1. 原稿は完全なものとして送付すること。校正の際における加筆・修正は認めない。

7-2. 原稿は全て電子投稿とする。論文データは、下記アドレス宛に電子メールで投稿するか、CDまたはDVDに保存して郵送する。郵送の場合は封筒表に原稿在中と朱書きする。なお投稿されたディスク媒体は返却しない。

7-3. ファイルは、下記に例示（拡張子を含む）したように半角英数字を用いて、著者名・内容・番号の順にファイル名を付ける。

例) 本文 : Suzuki_MainDocument_1. doc

図 : Tanaka_Fig_1. jpg, Yamada_Fig_2a. tif

表 : Sato_Table_1. xls

7-4. 送付先

〒355-0055 埼玉県東松山市松風台4-62

メディカル教育研究社内 日本小児放射線学会雑誌 編集部

(TEL 0493-35-3305 FAX 0493-35-4587)

E-mail: medical@k. email. ne. jp

8. 審査

8-1. 論文の採否は、編集委員会で決定する。審査にあたって、編集委員会は原則として2名以上に査読を依頼し、その意見を参考にする。査読は投稿者名を伏せて行う。編集者への手紙は、査読者の意見を求めず、掲載の採否は編集委員会で決定する。

8-2. 採否を決定した後も、編集委員会の判断で内容・発表形式の修正を求めることができる。修正に応じない場合には、掲載を取り消すことがある。著者校正の後でも同様である。

8-3. 完全な形で編集部に原稿が到着し、それが編集部により確認された日を受付日とする。採択の決定が行われた日を受理日とし、受理日以降は内容の変更は一切認めない。

8-4. 特に掲載を急ぐ論文は、編集委員会の承認を得て特別掲載とする。

8-5. 査読により原稿の修正を求められた場合は、3か月以内に再投稿すること。期限を過ぎた場合には新規投稿となる。再投稿は査読者からの訂正内容を項目別に別紙に記載し、修正していないものを含む全データを送付すること。

8-6. 全著者が論文内容について異議のないことを証明するために、論文投稿時に誓約書を提出すること（別紙2）。

9. 掲載料とその他著者負担について

9-1. 論文掲載料については無料とする。

9-2. 英文および英語表現の修正は、最終的に編集部より英語を母国語とする者に依頼する。英文原稿の修正は3万円（3,000円/1頁）を限度として学会が負担するが、限度を超える場合は著者負担とする。

10. 著者校正について

10-1. 著者校正は初校のみとし、責任を持ち期日までに行うこと。期日までに返送されない場合は掲載が遅れたり、取り消されることがある。初校校正以降の誤りは著者の責任となる。

10-2. 校正では、字句の誤り、図・表の挿入位置の修正、画像のサイズや濃淡の調整のみを訂正すること。内容にかかわる変更は、著者の追加・変更、キーワードの変更などを含め、原稿になかった字句の挿入、図・表・画像の修正、削除など一切認めない。

11. 論文の著作権について

11-1. 掲載論文の刊行、図表の引用および転載に関する許可の権限は本学会に帰属する。その全部または一部を無断で他誌へ掲載してはならない。掲載論文の二次的使用ないし転載、および当該論文の複写許諾権は本学会に委託されたものとする。

11-2. 著者自身が自分の論文の全部あるいは一部を使用する場合でも、本学会に許諾申請をしなければならない。

11-3. すでに他誌などに掲載された図・表・画像などを引用・転載する場合には、事前に著作権者から文書による使用許諾を得ること。使用許諾の取得は著者の責任とし、それにかかる費用および紛争が生じた場合の費用一切は著者の負担とする。

別表1

論文種別	本文および図・表・写真の字数制限	和文抄録	英文抄録	掲載料
総説	和文原稿12,000字以内、または英文原稿6,000語以内	400字以内	200語以内	無料
原著論文	なし	400字以内	300語以内	無料
				無料
症例報告	和文原稿8,000字以内、または英文原稿4,000語以内	400字以内	200語以内	無料
画像報告 (Pictorial Essay)	和文原稿8,000字以内、または英文原稿4,000語以内	400字以内	200語以内	無料
テクニカルノート	和文原稿8,000字以内、または英文原稿4,000語以内	400字以内	200語以内	無料
通信	和文原稿1,000字以内、文献は3編以内。図、表は掲載できない。	不要	不要	無料

別表2 文献の記載例

[雑誌の場合]

著者名：表題. 雜誌名 発行年；巻：最初ページー最終ページ.

雑誌名は、その雑誌指定の略名がある場合はそれを用い、ない場合はIndex Medicusあるいは医学中央雑誌の収載誌略名を用いる。発行年は西暦を用いる。雑誌が巻全体を通じて連続したページ数を付けている場合には、月次と号数は割愛できる。

例1) You CH, Lee KY, Chey RY, et al.: Electrogastrographic study of patients with unexplained nausea, bloating and vomiting. *Gastroenterology* 1980 Aug; 79(2): 311-314.

例(2) Goate AM, Haynes AR, Owen MJ, et al.: Predisposing locus for Alzheimer's disease on chromosome 21. *Lancet* 1989; 1: 352-355.

例(3) 鈴木 義之：細胞生物学からみた遺伝性酵素欠損症の病態. *日児誌* 1984; 88: 405-408.

[単行本の中の分担部分の引用の場合]

著者名：分担執筆部分の表題. 編集者名. 書名（版数）. 発行社の所在地名：発行社, 発行年：分担部分の最初ページー最終ページ.

例(1) Weinstein L, Swartz MN: Pathogenic properties of invading microorganisms. In: Sodeman WA Jr, Sodeman WA, eds. *Pathologic Physiology: Mechanisms of Disease*. Philadelphia: Saunders, 1974: 457-472.

例(2) 松永 英：日本における遺伝性疾患の頻度. 日暮 真（編）. 遺伝相談. 小児科Mook32. 東京：金原出版, 1984: 1-11.

[Webページの場合]

著者名：Webページの題名. Web サイトの名称. 入手先URL（参照日付）.

例(1) 日本小児科学会小児死亡登録・検証委員会：子どもの死に関する我が国情報収集システムの確立に向けた提言書. 公益社団法人日本小児科学会.

<http://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php> (参照2014/1/27)

別紙 1

利益相反に関する開示文書

日本小児放射線学会利益相反の開示すべき項目

①産学連携活動の相手先の企業・法人組織、営利を目的とする団体（以下、企業等という）の役員・顧問職、あるいは企業等が提供する寄附講座に所属している場合。

②企業等の株式やストックオプションなどの保有、あるいは特許使用料などによる収益がある場合。

（但し、投資信託もしくは当該個人によって管理・制御できない多角的なファンドにおいて資金運用される場合を除く。また、税金や間接経費などが差し引かれる前の金額が、1企業あたり年間100万円未満の場合は除く）

③企業等から、会議の出席やパンフレットなどの執筆に対して支払われた講演料や原稿料など。（但し、税金や間接経費などが差し引かれる前の金額が、1企業あたり年間100万円未満の場合は除く）

④企業等が提供する研究費、あるいは奨学寄附金

（但し、税金や間接経費などが差し引かれる前の金額が、1企業あたり年間100万円未満の場合は除く）

⑥その他の報酬（研究とは直接無関係な旅行、贈答品など）

⑦上記のいずれかに該当する企業に一親等の親族が勤務している場合

該当しない場合には「日本小児放射線学会の定める利益相反に関する開示事項はありません。」と論文の末尾に記入する。

該当する場合には「日本小児放射線学会の定める利益相反に関する開示事項に則り開示します。」と論文の末尾に記入するとともに、企業名と金額、内容などを記載する。

開示に該当する期間は、前年の1月1日から12月31日までとする。ただし、会計年度によりこの期間での算定が困難な場合には、前年4月1日から当年3月31日までの期間でも可とする。

別紙2

誓約書

下記投稿論文の内容あるいは主要部分を他誌に投稿していないこと、およびその内容に異議がないことを誓約します。

他誌などにすでに掲載された図・表・画像などを使用していないこと、あるいは使用している場合には著作権者から文書による使用許諾を得ていることを誓約します。

本論文が採択された時は、その著作権およびそれに係る一切の権利を、日本小児放射線学会に委譲することを承認いたします。

論文名：_____

著者（共著者を含む全員）自署

筆頭著者 _____ 印 _____ (署名日 年 月 日)

責任著者 _____ 印 _____ (筆頭著者と同一の場合は省略可)

共著者 1 _____ 印 _____ 共著者 2 _____ 印 _____

共著者 3 _____ 印 _____ 共著者 4 _____ 印 _____

共著者 5 _____ 印 _____ 共著者 6 _____ 印 _____

共著者 7 _____ 印 _____ 共著者 8 _____ 印 _____

共著者 9 _____ 印 _____